

令和3年度

国民健康保険 特別会計決算

だれもが安心して
医療を受けられるように

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方を除く全ての方が加入することになっています。

令和3年度の国民健康保険特別会計（国保会計）の決算が9月議会で認定されましたので、市民の皆さまに、その概要をお知らせします。

市の国保の加入状況（令和3年度末）

市の総人口30,336人（令和4年3月末）に対し、国保の被保険者総数は、7,618人で加入率は25.1%（対前年度比0.6ポイント減）となっています。

決算の状況

令和3年度の国保会計の決算は、歳入が36億7,494万円（対前年度比102.8%）、歳出が35億5,470万円（対前年度比100.8%）でした。歳入歳出の収支差引き1億2,024万円のうち、1億2,000万円を基金に積み立てし、残額を令和4年度へ繰り越しました。

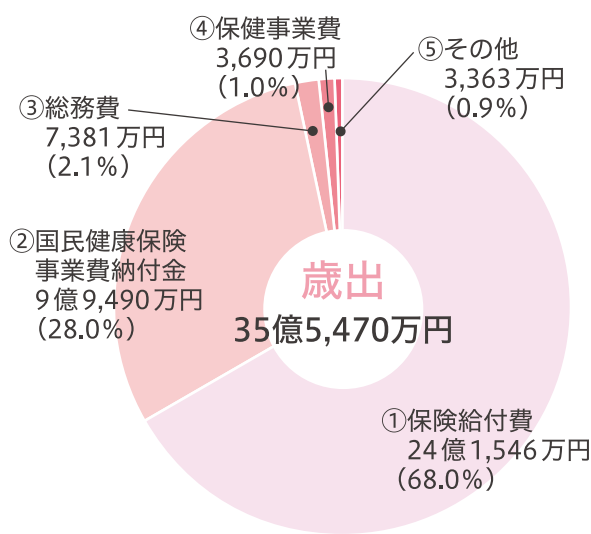
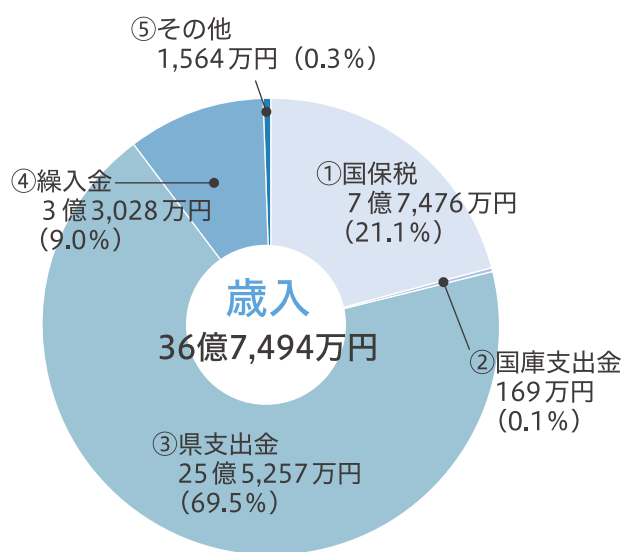
●歳入の主なもの

- ・県支出金／25億5,257万円（対前年度比103.7%）で、歳入の約7割を占めています。
- ・国保税／7億7,476万円（対前年度比103.9%）で、歳入の約2割を占めており、国民健康保険事業の大切な財源となっています。

●歳出の主なもの

- ・保険給付費／24億1,546万円（対前年度比102.9%）で、歳出の7割近くを占めています。
- ・国民健康保険事業費納付金／9億9,490万円（対前年度比94.7%）で、歳出の約3割を占めています。県はこの納付金を財源として、市に医療費を交付しています。

令和3年度 国民健康保険特別会計決算状況



①国保税	国保加入者が納付した税金	①保険給付費	保険で給付した医療費、出産・葬祭費など
②国庫支出金	国からの負担金・補助金	②国民健康保険事業費納付金	県の国保財政運営のための納付金
③県支出金	県からの負担金・補助金	③総務費	国保事業運営の人員費、事務費など
④繰入金	一般会計からの繰入金	④保健事業費	被保険者の健康増進のための事業費など
⑤その他	手数料などの諸収入	⑤その他	還付金など

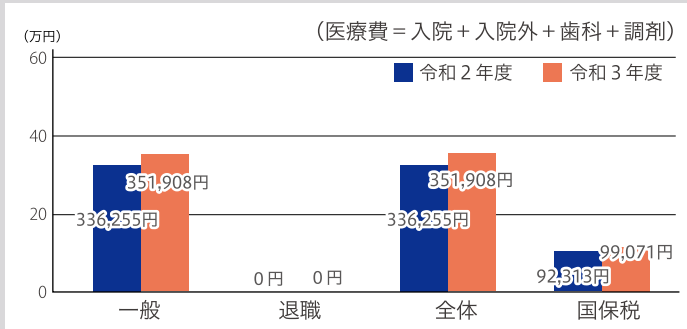
医療費と国保税

●歳出の約7割を占める保険給付費（医療費など）について、年間1人当たりの医療費（入院+入院外+歯科+調剤）は、全体（一般+退職）で35万1,908円（対前年度比1万5,653円の増）となっています。1件当たりの診療費（入院+入院外+歯科）は、全体で2万8,371円（対前年度比647円の増）となっています。

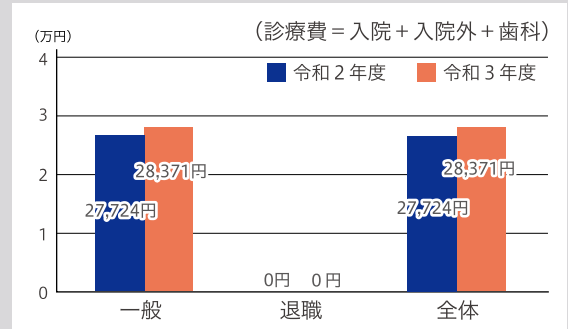
●歳入では自主財源である国保税の占める割合が約2割であるのに対し、依存財源である県支出金や一般会計からの繰入金などが約8割を占めています。年間1人当たりの国保税額は9万9,071円（対前年度比6,758円の増）で、現年度分の収納率は、95.50%（対前年度比0.45ポイント増）となっています。

●令和3年度の医療費は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染対策の徹底により、大幅な増額とはならなかったものの、今後は高齢化や医療技術の高度化などにより増加していくものと予想されます。この医療費の給付費の一部は皆さまに納めていただいている国保税で賄われています。

年間1人当たりの医療費と国保税



1件当たりの診療費



医療費の適正化に向けて

●健康の維持増進



医療費は新型コロナウイルス感染症による受診控えで一時的に下がったものの、再び増加に転じています。そのような状況において医療費の適正化を図り、健全な国民健康保険財政を運営していくためには、一人ひとりが健康管理に努め、健康の維持増進を心がけることが必要です。

●ジェネリック医薬品で薬代の負担軽減



市では医療費の節減のため、低価格で、安全性や効き目は新薬と同等と認められているジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進しています。医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。

●保健師が訪問します



同じ病気でお医者さんの掛け持ちや、受診日数が多い方を対象に、保健師が健康に関する助言のため、訪問・指導を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

Medical Check up!

年に1度は特定健診を受診しましょう

+++++

国民健康保険加入者の30歳から74歳までの方を対象に、特定健診を無料で実施しています。

- ・30～39歳の方は、集団検診のみ受けることができます。※受診券は送付されません。
- ・40～74歳の対象者には特定健診受診券（紫色の用紙）を送付しています。個別健診・集団検診のどちらかを受診できます。

■特定健診とは

メタボリックシンドロームやその予備群の方を早期に発見し、特定保健指導による改善を行うための健診です。

■特定健診を受けると

- ①健診結果に合わせた保健指導が受けられます。
- ②保健指導で生活習慣改善ポイントがわかります。
- ③毎年の受診で継続した健康管理ができます。
- ④病気を予防することで医療費を抑制できます。

■年に1度は特定健診を

メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかないうちに進行します。年に1度の特定健診で、健康状態のチェックをしてください。

【問合せ】 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819